

静岡県河川管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月2日

静岡県知事 川勝平太

静岡県規則第2号

静岡県河川管理規則の一部を改正する規則

静岡県河川管理規則（平成14年静岡県規則第62号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																								
<p>(制限の対象船舶)</p> <p>第5条 条例第3条第1項の規則で定める舟又はいかだは、第2条に規定する船舶（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づき登録を受けた漁船を除く。）のうち操舵輪により操作するものとする。</p>	<p>(制限の対象船舶)</p> <p>第5条 条例第3条第1項の規則で定める舟又はいかだは、第2条に規定する船舶（漁船法（昭和25年法律第178号）第10条第1項の規定に基づき登録を受けた漁船を除く。）のうち、操舵輪により操作するもの及び水上オートバイ（小型船舶安全規則（昭和49年運輸省令第36号）第2条第2項に規定する特殊小型船舶をいう。）とする。</p>																								
<p>別表第1 (略)</p>	<p>別表第1 (略)</p>																								
<table border="1"><thead><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水域番号</th><th>水 域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align:center">(略)</td></tr><tr><td>都田川</td><td>都田川</td><td>2</td><td>浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月の土曜日及び日曜日にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。）</td></tr></tbody></table>	水系名	河川名	水域番号	水 域	(略)				都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月の土曜日及び日曜日にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。）	<table border="1"><thead><tr><th>水系名</th><th>河川名</th><th>水域番号</th><th>水 域</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4" style="text-align:center">(略)</td></tr><tr><td>都田川</td><td>都田川</td><td>2</td><td>浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メー</td></tr></tbody></table>	水系名	河川名	水域番号	水 域	(略)				都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メー
水系名	河川名	水域番号	水 域																						
(略)																									
都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月の土曜日及び日曜日にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メートル以内の水域に限る。）																						
水系名	河川名	水域番号	水 域																						
(略)																									
都田川	都田川	2	浜名湖内のうち1の水域以北の水域で岸から200メートル以内の水域及び細江湖（7月から9月までの日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下これらを「休日」という。）にあつては、浜松市北区細江町気賀字向山10836番地の2と同区細江町気賀字伊奈4378番地の1とを結んだ線以北の水域及び当該水域以南の水域で岸から200メー																						

							ル以内の水域に限る。)
都田川	釣橋川	3	浜名湖内のうち猪鼻湖 (7月から9月の <u>土曜</u> <u>日</u> 及び日曜日にあつて は、浜松市北区三ヶ日 町下尾奈字楠ヶ寄2235 番地の7と同区三ヶ日 町大崎字神田251番地と を結んだ線以北の水域 及び当該水域以南の水 域で岸から200メートル 以内の水域に限る。)	都田川	釣橋川	3	浜名湖内のうち猪鼻湖 (7月から9月 <u>まで</u> の <u>休日</u> にあつては、浜松 市北区三ヶ日町下尾奈 字楠ヶ寄2235番地の7 と同区三ヶ日町大崎字 神田251番地とを結んだ 線以北の水域及び当該 水域以南の水域で岸か ら200メートル以内の水 域に限る。)
(略)				(略)			

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

様式第1号中

「
届出者 住所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕
ふりがな 〔法人にあつては、その
氏名〔名称及び代表者の氏名〕^印〕 を
〔氏名（法人にあつては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕
」

「
届出者 住所 〔法人にあつては、その
主たる事務所の所在地〕 に改める。
ふりがな 〔法人にあつては、その
氏名〔名称及び代表者の氏名〕
」

様式第2号中

「
届出者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕
ふりがな〔法人にあっては、その
氏名〔名称及び代表者の氏名〕[㊦]〕を
〔氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）
を自署する場合は、押印は不要です。〕
」

「
申請者 住所〔法人にあっては、その
主たる事務所の所在地〕に改める。
ふりがな〔法人にあっては、その
氏名〔名称及び代表者の氏名〕
」

附 則

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の静岡県河川管理規則の様式により提出されている申請書は、改正後の静岡県河川管理規則の相当する様式により提出された申請書とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の静岡県河川管理規則の様式により作成されている用紙は、当分の間、調整して使用することができる。